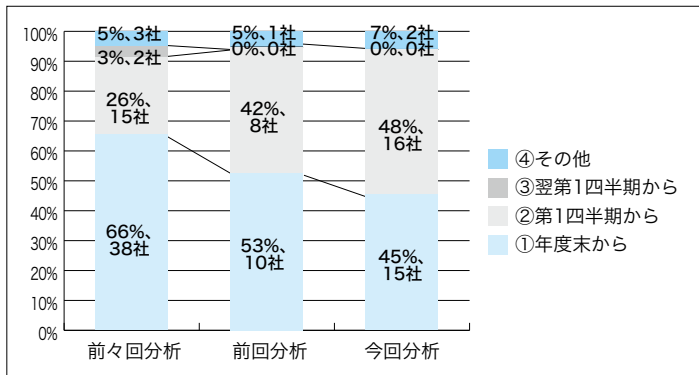


く財務諸表を開示するため、財管一致が図れることなどが考えられる。一方で、パターン①は、第1四半期から第3四半期までの各四半期において従前の会計基準に基づく財務諸表を作成し、年度末に初めてIFRSに基づく財務諸表を開示している。その他、前回に引き続き今回も最初のIFRS報告期間の財務諸表を翌第1四半期に追加的に開示(パターン③)する企業はなく、有価証券報告書以外で最初のIFRSに基づく財務諸表を開示(パターン④)していた企業は2社であった。

(図表4) 開示パターン



また、流動項目と非流動項目のどちらを先に表示するかについては、企業の判断により選択することができるとは、資産・負債それぞれについて個別に選択することも認められている。金融機関等、明確に識別可能な営業循環期間のなかで財または

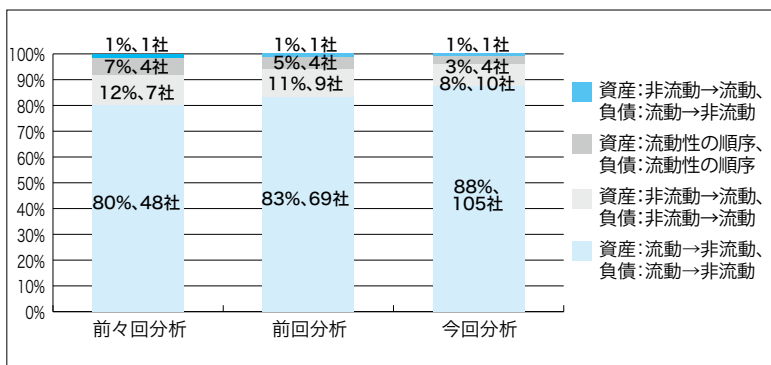
財政状態計算書は、資産と負債をそれぞれ「流動項目」と「非流動項目」に区分して表示することが求められている(IAS 1号「財務諸表の表示」60項)。ただし、流動性に基づく表示のほうが信頼性があり目的適合性の高い情報を提供する場合には、流動・非流動項目に区分することなく、すべての資産および負債を流動性の順序に従って表示しなければならぬ(IAS 1号60項)。

## 財政状態計算書の表示

サービスを提供していない企業については、流動性の昇順または降順による資産・負債の表示のほうが信頼性があり、より目的適合的な情報を提供するものとされている(IAS 1号63項)。

図表5は、120社の直近(2016年4月期から2017年3月期まで)の有価証券報告書の財政状態計算書の資産および負債の表示方法をまとめたものである。分析対象企業120社中、資産および負債いずれも流動項目↓非流動項目の順に表示している企業は105社であった。また、資産および負債いずれも非流動項目↓流動項目の順に表示している企業は10社(うち8社が医薬品製造業)、流動・非流動項目に区分することなく、すべての資産および負債を流動性の順序に従って表示している企業は4社(うち3社が金融業)、資産を非流動項目↓流

(図表5) 財政状態計算書の表示方法



動項目の順に、負債を流動項目↓非流動項目の順に表示している企業は1社であった。

# II PLは費用機能法で営業損益表示が9割以上表示方法の選択状況